サントリー健康保険組合

サントリーホールディングス㈱（SHD）/サントリー食品インターナショナル㈱（SBF）/
サントリープロダクツ㈱（SPD）/サントリー㈱（SUN）/
サントリービバレッジソリューション㈱（SBS）/サントリーコーポレートビジネス㈱（SCB）/
寿不動産㈱（KBF）/サントリー知多蒸溜所㈱（SGR）/
サントリーフィールドエキスパート㈱（SFE）/サントリーフラワーズ㈱（SFL）/
サントリー興産㈱（SKO）/サントリーモルティング㈱（KBK）/
サントリーロジスティクス㈱（SLS）/サントリーコーヒーロースタリー㈱（SCF）/
㈱岩の原葡萄園（IWA）/サントリーコンシェルジュサービス㈱（SCG）/
㈱ユニオントラスト（UTG）/サントリーアライド㈱（SAL）/サントリーフーズ沖縄㈱（OPB）/
海邦サントリーロジスティクス㈱（KHB）/沖縄サントリー㈱（OKI）/㈱ファインズ（KMR）/

※（　）は略称

コラボヘルス推進について

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業主（会社）と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果・医療費分析データ等の情報を事業主と健保組合で共有・活用することとなりますので、 ※個人情報の保護に関する法律第27条第5項に基づき下記の通り、お知らせいたします。

（参考）個人情報の保護に関する法律
※（第三者提供の制限）第27条
5　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
－中略－
三　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

事業目的および内容

生活習慣病予防を中心に従業員の健康管理、健康づくりと、医療費適正化を目的に下記①～⑤の事業を実施します。

① 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー

共同利用するデータ: 生活習慣病関連項目、がん健診関連項目、等

⇒ 法定健診、人間ドックの「生活習慣病関連項目（血糖・血圧・脂質など）」および、その検査値がリスク保有判定値を上回る者、並びに「がん」、その他項目の要再検査の対象者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

② 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ: 生活習慣病発症リスクが高い方、がん、その他の要再検査者の未受診情報（例：血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない、要再検査の項目について受診していない等） ※病歴等の情報は含まれません

⇒ 治療や検査が必要と判断される「高リスク保有者」、「要再検査者」に対して、受診勧奨を実施します。また受診勧奨した後（一定期間後）、医療機関への受診が確認できない場合には、再度、受診勧奨を行います。

③ 特定保健指導並びに重症化予防指導

共同利用するデータ: 指導員（産業医・保健師等）の指導レポート、指導後の健診結果

⇒ 指導内容とその結果を共有し、効果検証を通じて今後の指導改善につなげます。

④ メンタル疾患者（相談・休職・復職）へのフォロー

共同利用するデータ: メンタル治療受診状況や傷病手当金などの情報

⇒ 産業医・看護職の相談者、休職者・復職者へのフォローのために役立てます。

⑤ その他、健康管理・促進、医療費削減に向けた事業

共同利用するデータ: 健診結果データ、医療費分析データ

⇒ 経年推移、他健保比較、事業主（事業所）毎の健診結果や医療費データの分析結果を共有し、実施した健康施策・保健事業の効果検証を行うとともに、従業員（当健保被保険者）の特性に応じた事業への見直しにつなげます。

共同利用する者の範囲

事業主／サントリー健康保健組合加入会社の健康管理担当者（人事部門）、産業医・看護職員

（SHD 責任者）人財戦略本部 グループ健康推進センター長	大阪市北区堂島 2-1-5
（SBF 責任者）人財戦略部部長	東京都港区芝浦 3-1-1
（SPD 責任者）人事総務部長	東京都港区芝浦 3-1-1
（SUN 責任者）人財戦略部部長	東京都港区芝浦 3-1-1
（SBS 責任者）人事本部 企画労務部長	東京都新宿区西新宿 8-17-1
（SCB 責任者）経営戦略本部 経営企画部長	東京都港区芝浦 3-1-1

（KBF 責任者）総務部長	大阪市北区堂島 2-1-5
（SGR 責任者）総務部長	愛知県知多市北浜町 16
（SFE 責任者）企画業務部長	東京都港区芝浦 3-1-1
（SFL 責任者）経営企画部長	東京都港区芝 4-17-5
（SKO 責任者）管理部長	大阪市北区堂島浜 2-1-40
（KBK 責任者）経営企画部長	栃木県宇都宮市中岡本町 2910-1
（SLS 責任者）人事部部長	大阪市北区堂島浜 2-2-28
（SCF 責任者）管理部長	神奈川県海老名市中新田 5-24-3
（IWA 責任者）業務部長	新潟県上越市大字北方 1223
（SCG 責任者）人事部長	東京都港区芝公園 2-4-1
（UTG 責任者）人総部長	群馬県伊勢崎市堀口町 92-1
（SAL 責任者）管理部長	東京都港区台場 2-3-1
（KHB 責任者）管理部部長	沖縄県那覇市安謝 628
（OKI 責任者）総務部長	沖縄県那覇市安謝 628
（KMR 責任者）経営推進部長	東京都渋谷区恵比寿 4-6-1
（OPB 責任者）総務部長	沖縄県宜野湾市大山 7-5-2

健保組合／サントリー健康保険組合の保健事業担当役職員

（健保組合責任者） 常務理事　後藤 アキ子　　TEL：06－6344－6109

大阪市北区堂島浜 2-1-40

共同利用する個人情報の管理責任者

サントリー健康保険組合　常務理事　後藤 アキ子　　大阪市北区堂島浜 2-1-40

本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・詳細な治療内容等）は含まれません。また、**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、各社健康管理担当部署もしくは健保組合にお申し出ください。

最後に

各人が心身ともに健全な生活を送るために、会社・健保組合の健康施策・保健事業を活用して下さい。あわせて、医師や看護職の指導に従い、生活習慣病予防、重症化防止に取り組みましょう。

また、健康診断を受診することは、生活習慣病はもとよりガンの早期発見など、ご自身の命を守ることにつながります。みなさまとご家族のためにも年に1度は必ず健康診断・人間ドックを受けましょう。